

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：14501  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2013～2016  
課題番号：25380195  
研究課題名(和文) ムスリム国家における脱過激化によるテロ対策:民主主義と権威主義の政策比較研究

研究課題名(英文) Counter-terrorism Measures through Deradicalization by Muslim States: A Comparison between a Democratic State (Indonesia) and an Authoritarian State (Saudi Arabia)

研究代表者  
中村 覚 (Nakamura, Satoru)  
神戸大学・国際文化学研究所・准教授

研究者番号：60359867  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：アルカーイダ系テロ集団の脅威が顕在化した後、脱過激化政策によるテロ対策の開始は、意外にも、インドネシアでは遅く、小規模であり、サウディアラビアでは大規模で迅速であった。民主主義のインドネシアでは、関係部局間の調整が不十分であり、またテロ対策特殊部隊による人権侵害が放置されている。サウディアラビアでは、トップダウンにより関係部局間の調整は一元化しているが、アラブの春以後、テロ対策は人権活動の抑圧のために乱用され始めている。ムスリム民主主義国のインドネシアとイスラーム権威主義のサウディアラビアで、それぞれの体制に固有の長所と制約が予想外の経緯を経て現れていた。

研究成果の概要(英文)：Counter-terrorism measures through deradicalization was initiated slowly and in smaller scale in Indonesia, a democratic state, and quickly and in larger scale in Saudi Arabia, a monarchy, after they confronted al-Qaeda-linked active threats. In Indonesia, the lack of a sufficient coordination, insufficient budget, and the opposition of human rights bodies and some Islamic groups impeded the BNPT, (national Agency for Combating Terrorism) from exerting coordinating power over counter-terrorism measures. In Saudi Arabia, government and citizens cooperated in counter-terrorism policy to adopt a conceptual framework acceptable to Muslim views. However, after the Arab Spring, Saudi Arabia enforced first counter-terrorism law, which adopted articles to include ambiguous definition on terrorism, and arrest innocent human right activists.

研究分野：国際安全保障

キーワード：インドネシア サウディアラビア テロ対策 比較政治 国際安全保障 イスラーム 民主主義 権威主義

### 1. 研究開始当初の背景

先行研究は、テロ対策とは、法執行(警察や司法当局による措置)、外交、諜報、国際協力、テロ資金規正、戦争(軍事力の活用)などを手段とし、自由と民主主義の防衛を目的とすると位置付けていた。他方、「テロリスト・リハビリテーション」とも呼ばれる脱過激化政策が、ムスリム世界でサウジアラビアとインドネシアを含む少なくとも八カ国で実施されたことが確認されていた。

そこでムスリム社会におけるテロ対策に関して、法執行などのハードなテロ対策とソフトなテロ対策の両面を論じ、を体系的に検討する必要が認められた。また、事例としてサウジアラビアとインドネシアを比較することにより、ムスリム社会で成功するテロ対策における共通性と多様性の範囲を明らかにできると構想した。

### 2. 研究の目的

サウジアラビアとインドネシアのテロ対策に関して、比較の作業を通じて、共通点と相違点を浮き彫りにする。(1) テロ対策の成功の程度、(2) 政府による法執行・ハードなテロ対策、(3) 脱過激化政策などのソフトなテロ対策、(4) 体制のあり方がテロ対策を決定する原因なのか否か。

### 3. 研究の方法

以下に関して、インドネシアとサウジアラビアのテロ対策に関して、インドネシア語とアラビア語の資料収集と専門家との意見交換を実施し、調査結果を分析する。

(1) テロ対策の、テロ対策関連法、法執行、対テロ特殊部隊などの体制整備に関して検討

(2) ジハードとテロ対策に関する教義解釈を検討

(3) テロ対策に用いられた脱過激化政策などのソフトなテロ対策の成果と限界

(4) 王政と民主制における政治指導部の役割や、権威主義と民主主義の構造的な差異、イスラームの宗派の相違などがテロ対策上の共通点と相違点をもたらす原因となるのか。

### 4. 研究成果

(1) 両国での国内での爆破事件の後(2002～2003年)、テロ対策関連法は、インドネシアでは2003年にテロ撲滅法が制定され、サウジアラビアでは2013年にテロ犯罪法が制定された。先行研究は、テロ対策関連法の制定は、民主主義国では遅く、権威主義では迅速であると見ていたが、両国の比較の結果は逆であった。

テロ対策特殊部隊の設置は、両国で迅速であり、インドネシアではテロ対策第88特殊部隊(the Anti Terror 88th Special Detachment, 88th Densus AT) が2003年6月に警察の犯罪捜査局(Crime Investigation Directorate)に設置された。サウジアラビアでは、警察の対テロ特殊部隊 SWAT が強化された。両国のテロ

組織に対する法執行は効率的で、それぞれ2005年までにジャマア・イスラミーヤ(JI)とアラビア半島のアルカーイダ(AQAP)に打撃を与えた。

(2) それぞれ両国のイスラーム法学会議が発したファトワー(イスラーム法的布告)では、古典的なイスラーム法解釈のヒラーバ(内乱、破壊、大罪等の意)を援用して適用し、テロリズムを批判していた。イスラームの聖クルアーンの章句を確認すると、その章句が総合的に字句解釈された場合、テロリズムは容認されるものではないと言える。そこでサウジアラビアのように聖クルアーンの解釈を重視するイスラーム学派では、学者がジハードを解釈する限り、テロリズムは論理的には容認されない。つまりテロリストのような過激な解釈は、聖クルアーンの特定の字句を狭く恣意的に解釈することで成立する。他方、インドネシアでは、国是のパンチャシラ(民族主義、人道主義、民主主義、社会正義、唯一神への信仰の五原則)を支持するリベラル・イスラーム学者は、寛容、対話、多元主義を支持する点で反テロの価値を支えるものの、イスラームを他の宗教と併置する価値と位置づけるため、穏健派ムスリム政治論から反発を受ける。またその解釈上の根拠は、聖クルアーンの字句通りの解釈ではなく、精神性の読み込みとするため、説得性が脆弱のようである。

(3) 両国ともに、国内でのテロ爆破事件の直後から、国内メディアでの反テロ啓蒙活動が開始された。また国際反テロ会議の開催などにより、テロ対策の国際的正当性を確立した。両国共に、政府と市民社会の一定の協力を見出すことができる。他方、脱過激化政策の開始に関しては、インドネシアは遅れて小規模に留まり、サウジアラビアは迅速で大規模である。インドネシアの脱過激化政策の部局として設置された国家テロ対策調整庁(BNPT)は、十分に予算が配分されず、議会や関係省庁との調整は十分ではない。他方サウジアラビアは、内務省によるトップダウンの強力な調整により、法制は整備され、予算は潤沢である。インドネシアでは、イスラーム専門家による脱過激化政策への協力が制約に直面している。その一因としては、警察の一部門とされたBNPTは、イスラーム政治を敵視しているとの疑いが懐かれている問題があげられる。他方サウジアラビアでは、脱過激化対策は、イスラーム的な概念によって対話を重視して構築され、市民による協力は円滑に開始された。

(4) インドネシアのテロ対策は当初、法執行による成果が中心であったが、2009年にテロ事件が連続したことで、脱過激化政策を導入した。だが、民主主義の体制であるにもかかわらず、テロ対策特殊部隊による人権侵害は放置されている。そしてテロ対策の政策調整は円滑とは言えない。また世俗主義のパンチャシラは、穏健派ムスリム政治団体の警戒を受

けるようになり、脱過激化政策の成果が限定的となる一因となっている。

他方サウディアラビアでは、当初、トップダウンで法執行と脱過激化政策は円滑に導入され、イスラーム的価値を尊重したテロ対策への国民からの支持は高かった。だが2008年にサイバーテロ対策法、2009年に特別裁判所、2013年にテロ対策犯罪法が順次導入されることとなり、テロ対策は権威主義化した。この原因は、アラブの春の後、サウディアラビア政府が、国内の人権活動をテロ対策として抑圧し始めた経緯から推定される。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

(1)「サウディアラビアによる脱対米依存:フランスと中国への接近」『CISTEC ジャーナル』167号(2017年1月), 112-127頁.

(2)「サウディアラビア・イラン間の安全保障のディレンマ」『中東研究』525号(2016年1月), 39-51頁.

(3)中村覚「「テロ」対策から読み解く中東政治: IS 対策、湾岸政治、ムスリム同胞団」『世界』863号(2014年12月号), 206-215頁.

(4)中村覚「サウディアラビアのシリア政策での国内治安対策による制約: 全方位均衡論の観点から」『国際政治』178号(2014年11月), 58-72頁.

〔学会発表〕(計 4 件)

Satoru Nakamura, Proceeding Paper. “Counterterrorism Measures by Muslim States: A Comparison between a “Democratic State” (Indonesia) and an “Authoritarian State” (Saudi Arabia)”, 4<sup>th</sup> Asia-Pacific Social Science Conference (Kyoto Research Park, Kyoto, November 24, 2016).

Satoru Nakamura, Proceeding Paper. “Modification of the OSCE Model to Be

Applied to the Middle East: Including Effective Measures for Confidence Building to Overcome Sectarianism”, 6<sup>th</sup> Gulf Research Meeting 2016, Workshop 2 (Cambridge University, August 19, 2016)

Satoru Nakamura, “The “Security Dilemma” between Iran and Saudi Arabia,” MEI (Middle East Institute) Seminar Room, NSU (National University of Singapore), Singapore, 29 March 2016.

Satoru Nakamura, “Comparison between Saudi Arabia and Indonesia over Their Counterterrorism Measures,” Gulf Studies Center, room 113, Men’s Building, Qatar University, January 6, 2015.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

中村 覚 (NAKAMURA, Satoru)

神戸大学・大学院国際文化科学研究科・准教

授

研究者番号：60359867

(2)研究分担者  
なし ( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
なし ( )

研究者番号：

(4)研究協力者  
なし ( )